

宮城県監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 30 年 6 月 22 日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	す	ど	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日  
平成 30 年 3 月 29 日
- 2 通知のあった日  
平成 30 年 5 月 31 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
  - (1) 団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院
    - イ 監査委員の報告の内容
      - (イ) 期末において、欠損金が認められたので、運営改善を図る必要がある。
      - (ロ) 当期純利益が 3 期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。
    - ロ 措置の内容
      - (イ) 医療資源を有効活用した病床の効率的な利用推進等、収益向上に取り組み、法人が策定した中期計画（平成 32 年度までに経常収支比率 100%以上とする）の目標達成に向けて、引き続き経営改善に努めるよう指導した。
      - (ロ) 医療資源を有効活用した病床の効率的な利用推進等、収益向上に取り組み、法人が策定した中期計画（平成 32 年度までに経常収支比率 100%以上とする）の目標達成に向けて、引き続き経営改善に努めるよう指導した。
  - (2) 団体名 公益財団法人宮城県腎臓協会
    - イ 監査委員の報告の内容
      - (イ) 財務諸表において、計数、勘定科目が著しく不適正なものが認められたので、改善を図る必要がある。
      - (ロ) 財務諸表において、記載漏れ等の不備が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。
      - (ハ) 会計帳簿等において、極めて不適切・不明瞭な整備状況が認められたので、改善を図る必要がある。
    - ロ 措置の内容
      - (イ) 腎臓協会では公益法人会計の適正な執行のため、平成 29 年度から人的資源の確保、各種媒体を活用した知識の向上、専門機関からの助言・指導、複数者によるチェック体制など抜本的な見直しに取り組んでいる。  
また、平成 29 年度決算の財務諸表を確認したところ、上記指摘事項のような事例は見受けられなかったこともあり、県としては、その遂行状況に

ついて適時確認を行いつつ、腎臓協会からの相談等に対しては、適切に指導助言していく。

- (ロ) 腎臓協会では公益法人会計の適正な執行のため、平成29年度から人的資源の確保、各種媒体を活用した知識の向上、専門機関からの助言・指導、複数者によるチェック体制など抜本的な見直しに取り組んでいる。

また、平成29年度決算の財務諸表を確認したところ、上記指摘事項のような事例は見受けられなかったこともあり、県としては、その遂行状況について適時確認を行いつつ、腎臓協会からの相談等に対しては、適切に指導助言していく。

- (ハ) 腎臓協会では公益法人会計の適正な執行のため、平成29年度から人的資源の確保、各種媒体を活用した知識の向上、専門機関からの助言・指導、複数者によるチェック体制など抜本的な見直しに取り組んでいる。

また、平成29年度決算の財務諸表を確認したところ、上記指摘事項のような事例は見受けられなかったこともあり、県としては、その遂行状況について適時確認を行いつつ、腎臓協会からの相談等に対しては、適切に指導助言していく。

(3) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

同社及び主要株主で構成する今後のあり方検討会に参画し、今後の経営の方向性等について検討を進めた。

これを踏まえ、平成30年3月の取締役会において、処分可能な財産を保有している間に解散の決断を行う方向性などが決議され、概ね2年以内を目途として、既存テナントの退去合意及び退去状況等により解散決議の具体的時期を判断することとなったため、今後は、この方向性に沿った指導・助言を行う。

(4) 団体名 公益財団法人翠生農学振興会

イ 監査委員の報告の内容

- (イ) 定款で定める事務局長が不在であり、会計処理規程で定める会計処理が規定内容に従っていないことから、改善を図る必要がある。

- (ロ) 助成金の交付決定において、明確な決裁が行われていないことが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

- (イ) 当初財団で想定していた事務局長候補者と調整がうまくいかず不在となっていたが、公益財団法人の運営上、事務局長の配置は極めて重要であり、県としては早急に選定するよう、指導してきたところである。

本年6月の総会において、新たな事務局長が選定される予定となっている。

さらに、会計処理については、これまでも会計処理規程に基づき、改善するよう求めてきたが、事務局長選定後も引き続き助言指導を行う。

- (ロ) 当該財団については、公益財団法人であることから、意思決定等において明確な決裁や記録が必要であるが、助成金の交付決定において、審議をメールや電話だけで行っていた案件があった。

このことから県としては、メールや電話だけの処理にならないよう、

会議の招集を行うことや、経過が分かるような議事録等の書類を作成するとともに、担当だけの決裁ではなく、しかるべき決裁処理をするよう指導を行った。

さらに、作成後の書類についても、適正に文書の管理保存を行うよう指導を行った。

(5) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

一般正味財産増減額が3期連続でマイナスとなっていたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

基金は、平成28年度から監査で運営改善に関する指摘を受けており、支出超過解消のため、林業事業体への社会保険等の掛金助成の見直しとして段階的に助成額を縮減する「財政健全化にむけた事業調整計画」を平成27年度及び28年度の予算理事会で承認され、実行しているところである。

当該計画のとおり実行されれば平成30年度には支出超過が解消される予定である。

県としては、昨年度から運営改善を図るため、事業規模の見直し等について早期に実施するように指導しており、上記計画により支出超過の解消を図ることとなった。

今後においても引き続き、基金の運営改善が適正に実行されるよう指導する。

また、上記対策以外にも基金が実施する事業における支出内容を精査し、必要に応じて見直しを求めるなど効率的かつ効果的な事業の実施について、引き続き指導していく。

(6) 団体名 塩釜港開発株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

管理経費の削減やイベント開催による集客増加による収益の状況について確認するとともに、経営改善に向けて指導を行ってきたものであるが、今回の監査による指摘事項を踏まえ、重ねて経営改善についての指導を行った。

団体としても、今後「経営改善計画」を策定して更なる経営改善を図り、特に空テナント対策等営業活動に力を入れていくこととしており、今後も継続して経営改善を図るよう指導していく。

(7) 団体名 宮城県住宅供給公社

イ 監査委員の報告の内容

立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

住宅供給公社の立替金の対象者は、回収が困難な案件もあることから、対象者の情報の的確な把握や債権放棄等の選択などを含め、状況に応じた債権管理が適切に実行されるよう、指導を継続していく。